《弘前労働基準監督署からのお知らせ》

令和2年4月1日から中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます！

原則：月45時間　年360時間
　　臨時的特別な事情がある場合（特例条項）
　　年720時間以内、複数月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む）

※時間外労働・休日労働に関する協定届の様式が変わります！

青森働き方改革推進支援センターでは、**アドバイザーを無料で派遣しています**ので、お気軽にご連絡ください。
＜青森働き方改革推進支援センター＞
青森市青柳２丁目２－６（一般社団法人青森県労働基準協会内）
フリーダイヤル０８００－８００－１８３０
メール：aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

WEBセミナーのご案内

会員事業所の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。
当会議所ホームページからいつでも、どこでも、好きなだけ、無料でセミナーをご覧いただけます。

黒石商工会議所のホームページから

こちらのバナーをクリック！

↓

経営に役立つ無料のWebセミナー

●お問い合わせ　黒石商工会議所　TEL：52-4316

青森働き方改革推進支援センターによる専門家無料相談会

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援するため、社会保険労務士による無料相談会を実施します。就業規則、賃金規定、36協定、労働関係助成金などのご相談を受け付けます。

日　時：令和２年１月22日（水）13：30～16：00
場　所：黒石商工会議所　相談室
申込み：黒石商工会議所　相談課　TEL：52-4316
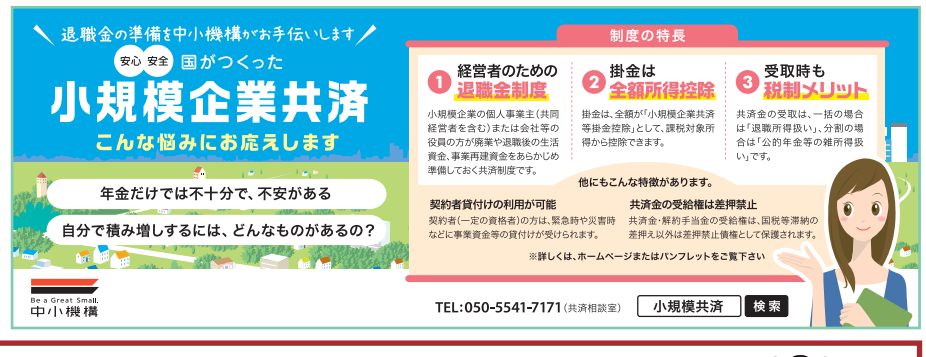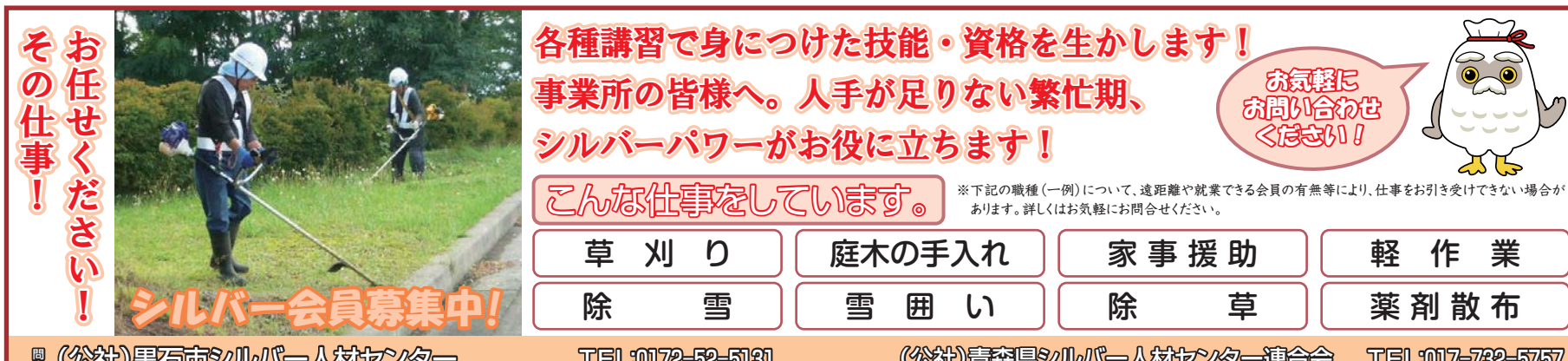
無料です!!